

令和7年第6回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日(水) 午前9時30分～10時20分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1)農業委員(9名)

1番 吉留 義晃	2番 南原 奈美子
3番 赤崎 敬一郎	4番
5番 前野 浩司	6番 満園 和徳
7番 山内 美千代	8番 山崎 博文
9番 坂元 兼一	10番 池山 準一

(2)推進委員(22名)

11番 下田 保幸	12番 兒玉 伸一郎	13番 野間 菊昭
14番 池之野 智幸	15番	16番 水流 新蔵
17番 内村 正二	18番 宮田 裕司	19番 竹井 好博
20番 長福 次美	21番 田上 政喜	22番 徳留 伸一
23番	24番 平島 賢一	25番 大野 恵美
26番 堀之内 睦	27番 上屋敷 守	28番 大迫 勝哉
29番	30番 山口 治幸	31番 狩宿 悦男
32番 宮脇 純久	33番 肝付 兼久	34番 坂元 智一
35番 村上 一徳		

(3)職員(6名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員(1名)

4番 濱田 誠

5 会次第

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1)議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について | (5件) |
| (2)議案第2号 農地法第5条許可申請について | (1件) |
| (3)議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (28件) |
| (4)議案第4号 非農地証明願について | (1件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和7年第6回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、4番濱田委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、15番久保蘭委員、23番東條委員、29番竹之内委員より欠席の申し出があり、22名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、2番南原奈美子委員、3番赤崎敬一郎委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」について説明 6-1 番 所在：紫尾字 番 1、畑、農振農用地区域外、283 m ² 、贈与による所有権移転 6-2 番 所在：二渡字 番、畑、農振農用地区域外、142 m ² 、所在：二渡字 番、畑、農振農用地区域外、576 m ² 、贈与による所有権移転 6-3 番 所在：二渡字 番 2、田、農振農用地区域内、394 m ² 、所在：二渡字 番 3、田、農振農用地区域内、377 m ² 、売買による所有権移転 6-4 番 所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域内、1,010 m ² 、贈与による所有権移転 6-5 番 所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域内、2,033 m ² 、所在：中津川字 番、畑、農振農用地区域内、3,349 m ² 、売買による所有権

事務局 (中山)	移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。6-1番、お願いします。
28番委員	■■■■さんと■■■■さんは姉妹です。お母さんが近ごろ亡くなられて、いろんな財産を■■■■さんの名義に書き換えることに伴って、■■■■さんは■■■■にいらっしゃって多少高齢でありまして、こちらに帰ってくる意思もないということで、■■■■さんに移したいということです。場所は自宅の裏手にあります。お母さんが健在のころは、菜園にされて作っておられたのですが、今は何も栽培されておりません。管理は草払いなどされてきれいにしてあります。進入路は自宅の裏手ということで。境界は、地籍等が行われるときに、■■■■さん自身が立会され、よく分かっておられました。以上、報告を終わります。
議長	6-2番、3番、お願いします。
22番委員	6-2番について、■■■■さんは■■■■さんのお父さんで、田は先月、審議してもらったんですけど、畑を忘れていたということで、今回審議してもらう形になりました。進入路、境界はしっかりした場所でしたので、よろしく願いいたします。 続きまして、6-3番について、ここは■■■■さん、■■■■に住んでいらっしゃいますけど、■■■■さんのお兄さんがお亡くなりになって、田んぼ自体は、この2筆の入り口に■■■■さんの田んぼがありまして、お兄さんが亡くなられた時点で、耕作をお願いされていたんですけども、買って■■■■さんが耕作をするという形にするためには、弟さんの■■■■さんの名義にしないと売買できないということで、今回申請された場所です。今ここは、3筆が1枚の田んぼにされて、管理がしやすい状況になっていました。進入路、排水関係も改善事業をしたところですので、問題ない場所でした。
議長	6-4番、5番、お願いします。
33番委員	6-4番について、所有権移転は贈与となっていますが、■■■■さんと■■■■さんの親の世代のときに、口約束で畑を交換されたみたいです。■■■■さんが作っている分は、もう以前、名義を変えているんですけども、■■■■さんが■■■■さんと交換して作っていたところが、■■■■さんの名義のままになっていて、今回、この申請をされたということです。場所は、道路が通っていて、境界、進入路等、全然問題無かったです。 続きまして、6-5番について、場所は■■■■のところの畑になります。■■■■君がもう手が回らないということで、畑を売りたいということで、■■■■さんに相談があったみたいで、また、■■■■さんは、茶を作っていたらっしゃって、規模拡大をしたいということで、今回の売買が成立したということです。先ほど申し上げたとおり、■■■■のところで、境界、進入路は、全然問題無かったです。また、隣には■■■■さんの畑があって、将来的には、そこの続きの茶畑になる予想ということでした。以上、報告を終わります。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありま

議長

せんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の6-1番から5番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の6-1番から5番は、許可することに決定いたします。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番について説明
6-1番

所在：平川字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、254㎡、地種：第1種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：96.88㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。6-1番、お願いします。

19番委員

渡人と受人は親子同士でございまして、息子さんは今、■■■■で単身赴任をされているそうでございます。鹿児島に移転する希望を出しておられて、妻は今、■■■■にいらっしゃって、帰ってきたらこっちに家を建てて住みたいということでありまして、■■■■さんの家のちょうど前の畑が空いていたので、そこに家を建てるということでございました。境界、進入路は問題無く、排水も防火水路に流していいという約束を取り付けているようでしたので、何ら問題は無いと思われまして。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明

総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

また、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の6-1番は、許可することに決定いたしました。

議長	なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。 次に、4ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の4ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が4件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、6ページの6-10番から12番、及び7ページの6-18番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室} 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の6ページの6-10番から12番、7ページの6-18番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の6-10番から12番、及び6-18番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の6-10番から12番、及び6-18番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、5ページから8ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の5ページから8ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、9ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (片野) 議案第4号「非農地証明願について」説明
6-1番

所在：湯田字 番1、畑、農振農用地区域外、226㎡、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

所在：湯田字 番2、畑、農振農用地区域外、440㎡、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

所在：湯田字 番3、畑、農振農用地区域外、182㎡、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

所在：湯田字 番4、畑、農振農用地区域外、439㎡、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

所在：湯田字 番17、畑、農振農用地区域外、38㎡、判定地目：原野、利用状況：現在、耕作放棄地である。

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。6-1番、お願いします。

13番委員 11ページを見てください。現地は、西側と東側は家に囲まれて、北側は道路、南側は水田になっています。全部で5筆あるんですけども、20年以上前から耕作されていません。放棄地となっていて、現在はもう、木が生えたり、竹が生えたりしてしまっていて、私も山とと思っていましたので、今まで農地パトロールで挙げていませんでした。今回申請があって、畑だったんだというようなところです。とにかく、畑に復旧することはとても難しいところがありますので、よろしくお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号「非農地証明願について」の6-1番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の6-1番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。

(なしの声あり)

事務局から事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・全国農業委員会会長大会の申し合わせ事項について
- ・活動記録の徹底について（担当農地の見回りなど）
- ・令和6年度農地集積に関する確認書の提出について（確認）
- ・遊休農地等拾い出しについて（オレンジカード7月末締切）
- ・認定農業者との意見交換会への参加について（7月25日開催）
- ・農業委員等の公務災害補償制度加入について
- ・個人情報保護の取組について（総会資料、審査表等の回収提案）
- ・非農地判断（証明）済の農地について（情報提供）
- ・ジャンボタニシ被害対策マニュアルについて（情報提供）

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして、令和7年第6回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員